
令和8年度算定・報告からの 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の変更点について

廃棄物の焼却に係る廃熱の供給を受けた者の
他人から供給された熱の使用に伴う排出量の算定について

令和8年3月27日

令和8年度算定・報告からの変更点

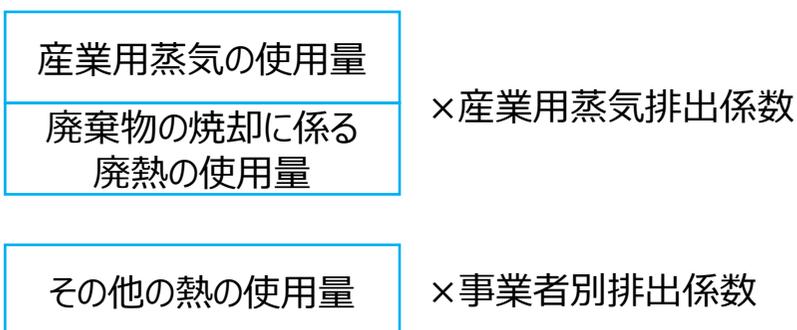
- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」（以下「SHK制度」という。）における「温室効果ガス算定排出量」の算定方法等の見直しについて、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」※において議論を行い、これを踏まえ、省令等の改正を行いました。
- 改正省令等は、令和8年4月1日から施行され、下記の主な変更点のうち、①は令和8年度報告（令和7年度実績の報告）から、②は令和9年度報告（令和8年度実績の報告）から適用されます。
- 主な変更点は以下の2点に係る事項です。
 - ① 廃棄物の焼却に係る廃熱の供給を受けた者の他人から供給された熱の使用に伴う排出量の算定について
 - ② 森林等炭素蓄積変化量の算定・報告について
（本変更点に関しては「令和9年度報告（令和8年度排出量実績）からの温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の変更点について～森林等炭素蓄積変化量等の算定・報告について～」をご確認ください。）

廃棄物の焼却に係る廃熱の供給を受けた者の 他人から供給された熱の使用に伴う排出量の算定について

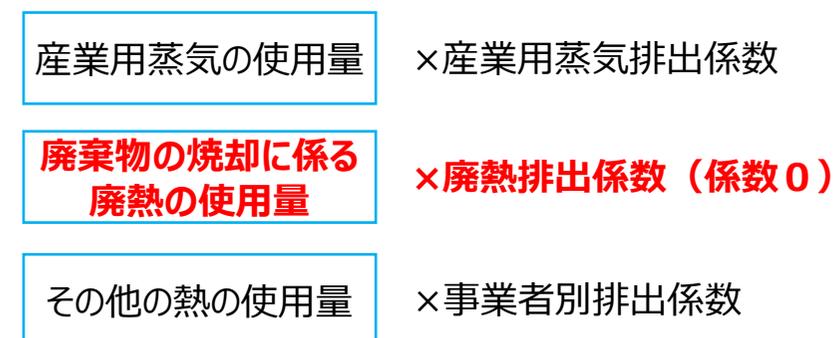
- 改正前のSHK制度では、清掃工場等における廃棄物の焼却に伴い発生する廃熱の使用について、廃熱の販売者側で廃棄物の焼却に係る排出量を計上する一方、廃熱の供給を受けた購入者側でも利用した熱量に産業用蒸気の係数等を乗じて排出量を計上していました。
- 改正後は、当該廃熱の使用による排出量は、当該廃熱の販売者側においてのみ本来の事業活動に伴う排出として全量計上し、購入者側では計上不要となります。

熱の使用に伴う排出量の算定方法

改正前の算定方法



改正後の算定方法



廃棄物の焼却に係る廃熱も産業用蒸気の係数等を用いて算定

廃棄物の焼却に係る廃熱の係数（0）を用いて算定